

移動等円滑化取組計画書

令和5年6月30日

住 所 長崎県長崎市八千代町  
3番1号

事業者名 長崎県交通局  
代表者名（役職名及 局長 太田 彰幸  
び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・当局が保有する乗合バス車両の2022年度末時点のバリアフリー車両の導入率は77%、ノンステップバスの導入率は36%となっている。（適用除外車両を除く）
- ・2025年度までにバリアフリー車両の導入率を89%、ノンステップバスの導入率を47%に引き上げる。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ①全乗務員を対象とした指導職員による添乗技能実習を実施する。
- ②県内拠点を結ぶ高速道路を主体に運行する車両について、体の不自由な方が乗降しやすい位置の座席を優先席とする運用を今後も継続していく。

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗合バスバリアフリー車両(ノンステップバス)	・中古車両を含めノンステップバスを30台導入する。(2023年度～2025年度)

### ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
実施済	優先席の設置、意思疎通を図るための設備等

### ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
優先席設置についての周知	・優先席設置について、一般の利用者も含め幅広く周知するためHPに掲載する。

### ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供の拡充	・車内の行先及び運賃表示を液晶装置にすることで、高齢者、障害者等に限らず、情報提供の環境の改善を図る。(2023年度)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術・接客 接客能力等の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全乗務員を対象とした指導職員による添乗技能実習を実施する。(指導する職員が運行する車両に添乗し、接客接客や運転技能を採点し、結果を基に指導を行う)</li> <li>・全乗務員に対し、外部講師を招いた接客研修を実施する。</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における広報・ 啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車内の行先及び運賃表示を液晶装置にて高齢者、障害者等への配慮について表示し、広報・啓発活動を行う。 (例：「高齢者や障害者の方へ席を譲りましょう」など図とともに案内する。)</li> </ul>

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎市等の地域公共交通計画の策定やその実行計画に対し、当局も積極的に協議会へ参加し、必要な協議や協力を行う。</li> <li>・ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を局内で共有を図り、取組の改善に活用していく。</li> <li>・バリアフリー化を推進していくために関係機関・団体等と緊密に連携を図る。</li> </ul>
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
該当なし		

V 計画書の公表方法

ホームページへの掲載
------------

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。